

平成 2 4 年 第 1 4 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 (火) 開 催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成24年 第14回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年12月11日(火) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
5番 糸井淳	6番 倉橋重基
7番 新山昌樹	8番 大山久雄
9番 鈴木八寿男	10番 藤川栄
11番 黒沢龍己	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	14番 高橋政敏
15番 門脇博美	16番 山手善美
17番 石郷岡勇一	18番 千葉惣永
19番 佐藤善栄	20番 藤原由悦
22番 山本實	23番 佐藤孝典
24番 藤村隆清	25番 辻均
26番 沢山純一	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (1人)

21番 田村博美

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 建議書の提出について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (3) 農地改良届出書について

2. 議 事

- (1) 議案第48号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第49号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第50号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について
- (4) 議案第51号
仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について
- (5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長	田 口 安 業	参 事	竹 下 義 博
主 任	藤 原 正 輝	主 任	小 木 田 満 洋

農山村活性課

主 査 檜 尾 健

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

1 番 藤 村 紀 章

2 番 佐 藤 和

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成24年第14回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　　予定より早く冬が来てしまったといったところでしょうか。冬囲いから野菜の取り入れ等で皆さんも忙しい時期と思われます。2、3日前に私用で東京へ行ってきましたが、東京は快晴でした。こちらへ近づくとつれて雪景色が濃くなってくるのを目の当たりにし、ヒヤヒヤしながら帰ってまいりました。それでは、今年最後の総会となりますので、ご協力議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に1番藤村委員、2番佐藤委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議 長 　　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 　　《会務諸報告、報告1の朗読及び説明》（9時8分）

議 長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受

けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思えます。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告2、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が1件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。相続による所有権の取得となっております。報告2については以上です。

藤原主任 報告3、農地改良届の提出があったのでご報告します。届出人は〇〇地区の〇〇さん。土地の所在は〇〇97番地1と98番地1。面積が合計2,782㎡です。実施期間が平成24年11月17日から平成25年5月31日となっております。現在よりも150cmほど高くして大区画圃場にする計画です。工事につきましては届出人が施工する計画です。隣接からの同意もいただいておりますので問題ないと思えます。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第48号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年12月11日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇1番地。登記簿現況共に田。面積が964㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん70歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん62歳。申請事由は資金が必要なため売却となっております。譲受人

につきましては退職後、自己所有農地のみで営農しておりましたが、規模を拡大したいということで今回の申請に至ったとのこと。この他に2件の申請があり、下限面積要件は該当しません。受入世帯の稼働人員は6人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり311,203円の総額30万円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇97番地1。登記簿現況共に田。面積が794㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん44歳。譲受人は整理番号1番と同じく〇〇さん。申請事由は相手方の要望となっております。申請地につきましては、譲受人の自宅付近で譲受人所有農地の隣接地でございます。備考といたしまして、売買単価が10a当たり503,778円の総額40万円となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇183番地1。登記簿現況共に田。面積が14㎡。合計18筆の13,253㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇県の〇〇さん58歳。譲受人は〇〇地区の〇〇さん51歳。申請事由は、共有持ち分全部移転となっております。申請地につきましては、共有地となっております。共有者は譲受人の〇〇さんでございます。以前から、譲受人が利用権を設定し耕作していた農地でございます。受入世帯の稼働人員は6人中4人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇256番地1。登記簿現況共に田。面積が2,763㎡。合計18筆の22,004㎡。3条無償移転、後継者へ一括贈与する案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん57歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん30歳。世帯の稼働人員は6人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇32番地。登記簿現況共に

田。面積が1,027㎡。合計2筆の2,035㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇地区の〇〇さん84歳。借受人は同じく〇〇地区の〇〇さん55歳。申請事由は、前借受人より農地の返還を受けたためとなっております。受入世帯の稼働人員は5人中1人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり16千円の年額32千円。期間が許可日より3年間となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇293番地8。登記簿現況共に畑。面積が819㎡。合計4筆の1,834㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇地区の〇〇さん68歳。借受人は整理番号1番、2番と同じく〇〇さん。申請事由は貸付人が相手方の要望。借受人が経営規模の拡大。備考といたしまして、賃借料が10a当たり14,460円の年額26,520円。期間が許可日より3年間となっております。続きまして整理番号7番。農地の所在が〇〇54番地2。登記簿現況共に畑。面積が995㎡。合計17筆の20,931㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇さん62歳。借受人は〇〇さん35歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は経営移譲年金受給のためとなっております。世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。整理番号8番、9番につきましては更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番、6番については12番青柳委員お願いします。

12番青柳 《整理番号1番、2番、6番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号 3 番については 7 番新山委員よりお願いします。

7 番新山 《整理番号 3 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号 4 番と 7 番については、14 番高橋委員よりお願いします。
ます。

14 番高橋 《整理番号 4 番、7 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認
報告》

議 長 次に、整理番号 5 番については、8 番大山委員よりお願いします。

8 番大山 《整理番号 5 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第 48 号につきましては許可することにご異
議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第 48 号については許可すること
に決定します。（9 時 32 分）

議 長 次に、議案第 49 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ
いてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第 49 号。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。
農地法第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので
審議を求める。平成 24 年 12 月 11 日提出。仙北市農業委員会会長。
羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。整理番号 1 番と 2 番については、ソフトバ
ンクモバイルの移動通信用鉄塔設置工事の際に利用する資材置き場、一
時転用の案件でございます。整理番号 1 番。農地の所在が〇〇 36 番地

1。登記簿現況共に田。面積が956㎡のうち260㎡。権利は使用貸借権の設定でございます。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。借受人は〇〇県の株式会社〇〇です。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇47番地1。登記簿現況共に田。面積が2,705㎡のうち311㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。借受人は整理番号1番と同じく株式会社〇〇です。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇2番地2。登記簿現況共に田。面積が333㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は〇〇地区の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅。転用理由は、以前より〇〇に住宅用地を探しており、今回立地及び面積等の条件が合う本申請地を取得し、住宅建設を計画したとなっております。続きまして整理番号4番。整理番号3番に関連した案件でございます。農地の所在が〇〇2番地3。登記簿現況共に田。面積が208㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は整理番号3番と同じく〇〇さん。転用目的、理由は整理番号3番と同様です。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇25番地5。登記簿現況共に畑。面積が443㎡。権利は使用貸借権の設定です。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。借受人は〇〇県の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅。転用理由は住宅建築のためとなっております。詳細については別冊資料をご覧ください。資料始めに整理番号1番の案内図を載せています。申請地の位置は市道〇〇線から〇〇線に入り、数キロほど進んだところ、〇〇酒店の道路向かいの土地でございます。次に事業計画についてです。事業費は総額500万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。次に、被害防除計画についてです。周囲への土砂の流出、堆積等を防ぐために緩衝地を設ける計

画です。汚水等につきましては、簡易トイレを設置し汲み取りで対応します。雨水は自然流下する計画です。次に復元計画についてです。敷鉄板を撤去し、元の状態に復元する計画です。実施期間は平成25年4月15日から4月30日までを予定しております。復元費用は合計25万円です。資料7ページから9ページに各種図面を載せております。次に、整理番号2番についてです。申請地の位置は、国道〇〇号線沿いの〇〇事務所の市道を挟んで向かい側の農地です。事業計画、被害防除計画、復元計画については整理番号1番と同様の内容となっておりますので割愛させていただきます。資料16ページから18ページに各種図面を載せています。次に、整理番号3番、4番についてです。申請地の位置は国道〇〇号線から〇〇付近を市道に入り数百メートル進んだところです。次に事業計画についてです。事業費は総額2,400万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。一体として利用する農地以外の土地があります。隣接する宅地で所有者は本人でございます。次に被害防除計画についてです。隣接する宅地と同レベルにて整地し、隣接農地との境界は法面を設け土砂の流出等を防ぐ計画です。汚水、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下する計画です。資料25ページから31ページに各種図面を載せております。次に、整理番号5番についてです。申請地の位置は国道〇〇号線、〇〇付近の農地です。次に事業計画についてです。事業費が総額1,375万円。内訳は記載のとおりです。自己資金で対応する計画です。他法令については、農振法手続き中とありますが、許可見込みでございます。次に被害防除計画についてです。緩衝地を設け、隣接地への土砂の流出等を防ぐ計画です。汚水、生活雑排水については集落排水を利用、雨水は自然流下する計画

です。資料 38 ページから 40 ページに各種図面を載せています。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号 1 番については 1 番藤村委員よりお願いします。

1 番藤村 1 1 月 27 日に事業主、竹下参事と現地を確認してまいりました。地域住民への説明会等を開催し、地域の方々からの了承も得ております。子供達の通学路になるので工事の際には注意していただきたいという要望がありました。内容については事務局の説明のとおりで、隣接等問題無いことを確認しました。以上です。

議長 次に、整理番号 2 番については 19 番佐藤委員よりお願いします。

19 番佐藤 1 1 月 27 日に事業主、竹下参事と現地を確認してまいりました。〇〇事務所の真向かいということですが、同意済です。隣接地、周辺農地、周辺住民からも了承済ということでした。周辺農地等への影響も無く問題無いことを確認してまいりました。

議長 次に、整理番号 3 番と 4 番については 23 番佐藤委員よりお願いします。

23 番佐藤 1 1 月 27 日に申請代理人である伊藤住宅の渡辺さんという方と竹下参事と現地を確認してまいりました。隣接農地の所有者へ確認したところ、問題無いということでした。その他隣接地は原野等となっておりますので問題無いことを確認しました。以上です。

議長 次に、整理番号 5 番については 24 番藤村委員よりお願いします。

24 番藤村 1 1 月 20 日に竹下参事と小松建設の設計担当の方と確認してまいりました。申請地北側に農地がありますが、5メートルほど離れています。日照、落雪等での影響は無いと確認してまいりました。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。議案第49号についてご意見ご質問等
ございませんか。

議長 電波塔用地を借り受ける際の賃借料はどこも同じですか。

竹下参事 手元に資料はありませんが、地域によって違うと思います。

議長 他にありませんか。

10番藤川 議長。

議長 どうぞ。

10番藤川 整理番号1番と2番についてですが、株式会社〇〇の事業所はどこに
ありますか。所在地が宮城県となっておりますが、事業計画の事業所か
ら申請地までの距離が40キロと記載されておりますが、県内に事業所
があるのですか。また、全く同様の内容になっておりますが、本来であ
ればこの距離等も若干違ってくると思いますが。

竹下参事 恐らく下請け業者の事業所からの距離だと思いますが、後日確認を取
ります。事業内容が同様となっているのは工事内容がほぼ同様の内容と
なっているからです。距離等は若干違いがあると思いますので確認して
後日修正します。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第49号については許可することにご異議ご
ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第49号については許可すること
に決定します。 (9時54分)

議長 次に、議案第50号、農用地利用集積計画に対する意見決定について

を上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第50号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成25年12月11日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇263番地。登記簿現況共に田。面積が1,609㎡。合計2筆の2,538㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は〇〇地区の〇〇さん66歳。移転を受ける方は〇〇地区の〇〇さん64歳。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり394,011円の総額100万円。資金は自己資金での対応となっております。続きまして整理番号2番、農地の所在が〇〇60番地。登記簿現況共に田。面積が1,027㎡。合計4筆の3,637㎡。所有者が〇〇地区の〇〇さん39歳。移転を受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん59歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり442,804円の総額1,610,480円。スーパーL資金を活用する予定です。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇63番地1。登記簿現況共に田。面積が428㎡。申請人は整理番号2番と同様です。単価等も同様となっておりますが、こちらの農地だけ農振農用地外ということで別案件となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇88番地1。登記簿現況共に畑。面積が1,25㎡。合計7筆の5,526.25㎡。所有者が〇〇市の〇〇さん72歳。移転を受ける方が〇〇地区の〇〇さん61歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり15万円の総額828,900円。JA

資金を活用する予定です。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇76番地1。登記簿現況共に田。面積が857㎡。合計4筆の5,062㎡。申請人は整理番号4番と同様となっております。申請内容も同様で、こちらの案件もこの4筆が農振農用地外ということで別案件での上程となっております。続きまして利用権設定の案件になります。整理番号6番。農地の所在が〇〇306番地1。登記簿現況共に田。面積が1,266㎡。合計13筆の27,038㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん52歳。受けるのは同じく〇〇地区の有限会社〇〇。利用目的は水田として。期間が4年間。賃借料が10a当たり6千円の年額162,228円となっております。続きまして整理番号9番へ移ります。農地の所在が〇〇110番地。登記簿現況共に田。面積が3,764㎡。合計2筆の7,604㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん76歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん45歳。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料が10a当たり21千円の年額159,684円となっております。整理番号10番からは再設定の案件となっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第50号については、こととおりに策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第50号については適正であると認めることに決定します。 (10時06分)

議 長

次に、議案第51号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。本議案は市農山村活性課、樫尾主査より説明をお願いします。

樫尾主査

議案第51号。仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、別紙のとおり仙北農業地域整備計画の変更について、仙北市長より意見を求められたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成24年12月11日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

樫尾主査

内容について説明します。始めに編入についてです。整理番号1番。申請人が〇〇市の〇〇さん。関係農地の所在が〇〇125番地2。地目が田。他3筆の合計5,098㎡です。続きまして整理番号2番。申請人が〇〇地区の〇〇さん。関係農地の所在が〇〇146番地。地目が田。合計4筆の2,600㎡です。続きまして整理番号3番。申請人が〇〇地区の〇〇さん。関係農地の所在が〇〇147番地。地目が田。面積が357㎡です。続きまして整理番号4番。申請人が〇〇地区の〇〇さん。関係農地の所在が〇〇149番地。地目が田。面積が2,265㎡です。この4件ですが、変更理由が地域の特性に即した農業の振興を図るためとなっております。続きまして整理番号5番。用途変更の案件でございます。申請人は〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇1番地33。地目が原野。面積が22,314㎡。変更理由は大規模肉用牛肥育団地整備事業に係る用途変更となっております。別冊資料に各案件の各種図面を載せていますので参考にさせていただきたいと思います。整理番号5番については、担当者からの事業説明を予定しておりましたが、公務の関係上欠席となりましたのでご了承願います。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

5 番糸井 議長。

議長 どうぞ。

5 番糸井 整理番号 5 番についてですが、地域住民は納得していますか。また、今後の進め方等、担当者が不在ということですが知り得る範囲で教えていただきたい。何故かという、この件に関してはマスコミ等の報道によって初めて、地域住民が知ったとのことでした。このような周知方法はおかしいと思いますが。

議長 この件に関しては、私を知る範囲で説明します。内容については県からまだ周知してはいけないと押さえ込まれていたため、地域住民への説明等ができなかったとのことでした。

田口局長 これにつきましては、11月21日に産業建設常任会議の協議会の中で資料を出して説明がありました。そこに魁の記者が入っていたということで記事になってしまったと思います。委員の方から地域での説明会等は開いたのかという質問が出ました。そのときはまだ開催していないということで、その後1度説明会を開催しましたが、非常にお叱りを受けてきたということでした。今後は地域の皆さんへの説明をより良くしていきたいということでした。

議長 というのですが、納得はいかないと思いますが、黒沢委員から何かありませんか。

11 番黒沢 12月の定例会では、これが一番の問題になると思います。現状は先程局長が話したとおりでございます。9月の定例会での市政報告の中で〇〇に肥育団地を持ってくる計画であるという話がありました。その後近隣住民への連絡等一切無く、10名ほど集めた中で説明がありました。

これは事前が無くて事後承諾のような説明であり、10名だけへの説明では納得できないということです。これは行政の進め方としては考えられないと思います。以上です。

議長 今後市がどのように説明し、進めていくのか我々も注意して見ていかなければならないと思います。

22番山本 議長。

議長 どうぞ。

22番山本 土地の所有者が〇〇地区の方ですが、この方は肥育団地については承諾しているのでしょうか。また、周辺の土地を借りてタバコを栽培している方もいますが、この事業が承認された場合は、周辺の方々は土地を返却しなければならないのか。知り得る範囲で教えてください。

田口局長 土地の内諾は得ているとのことでした。規模を拡大する際には周辺も係ってくると思いますが、それも内諾済ということでした。それ以降の進捗は把握していません。

議長 他にありませんか。

3番野中 議長。

議長 どうぞ。

3番野中 用途変更についてですが、先程から進め方が悪いという意見が出ていますが、その通りであり、市としては地域住民への説明をきっちりを行い、承諾を得るべきだと思います。また、漁業組合にも説明が必要になると思います。温泉の件でも漁業組合関係で時間が掛かったという経緯があるからです。以上です。

議長 それでは、議案第51号については地域住民、その他関係機関への説明を十分にするという意見を付して認めることにしてはいかがでしょうか

か。

11 番 黒 沢 議 長。

議 長 どうぞ。

11 番 黒 沢 今一番の問題は住民に対する説明の順序が逆だということです。事業事態はメリットのあるものだと思います。住民が考えているデメリットを払拭するためにも、障害が生じた場合の具体的な対処法等を示さなければならぬと思います。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 それでは、議案第51号については、地域住民、その他関係機関への説明を十分にするという条件を満たしたうえで適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第51号については意見を付して認めることに決定します。 (10時34分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

《推薦委員からの報告無し》

議 長 それでは協議に移ります。事務局よりお願いします。

藤原主任 始めに、選挙人名簿搭載申請書についてです。流れといたしましては、農家への通知が12月17日。提出期限が平成25年1月8日。通知方法は個人宛に郵送する計画です。郵送する際に返信用封筒を同封し、各農家から返信していただくこととなります。資格審査は1月25日に予定しております。審査後、市選挙管理委員会へ提出。期限は1月31日

となっております。次に、人、農地プランについてです。委員の皆さんからもご協力をいただき、座談会を開催しました。夏場はなかなか人が集まらなかったのですが、11月に開催した際には会場によっては10名以上の農家の方が出席していただいたというところもあり、徐々にプランが浸透してきたのかなと思いました。今後のスケジュールですが、全体会議を12月18日に3地区に分けて説明会を開く予定です。座談会では事業の説明だけでしたが、この説明会で規模拡大する方、やめる方をピックアップして、その結果を12月18日から12月25日までの縦覧期間を設けるということでございます。予定では12月26日に人、農地プランの協議会を行うということです。これを持ってプランの完成となります。その後の修正等もできますが、今年度はそのプランで進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

竹下参事

続きまして農業委員会だよりについてです。1月1日発行のものが、今現在できているものですが、お気付きの点がありましたら早めに事務局へご連絡いただきたいと思います。以上です。

(閉会)

議長

以上をもちまして平成24年第14回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時51分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 5 年 2 月 8 日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 番 藤 村 紀 章

署 名 員 2 番 佐 藤 和
